



公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第67号

令和6年
1月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会 諫早市東本町5-17 ねむの木ビル2階 TEL 0957-22-8479 印刷所／株式会社 昭和堂



写真提供：大村市

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である

令和6年 年頭のご挨拶

公益社団法人 諫早大村法人会 会長 中村 人久



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方には謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、平素より諫早大村法人会に対して格別のご理解・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。諫早大村法人会は、公益社団法人として、会員企業や地域社会の皆様方の発展のため活動しておりますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

社会に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に5類感染症に移行し、社会経済活動はコロナ禍前に戻りつつありますが、会員の皆様方におかれましては、ロシアのウクライナ侵攻などによる物価高騰、円安、人手不足、働き方改革などの影響もあり、引き続き厳しい状況ではないかと拝察いたします。

法人会の事業活動においては、講演会や経営セミナー、決算法人説明会をはじめ、次代を担う子どもたちが税の重要性を正しく理解し関心を持つてもらうことを目的とした青年部会主催の租税教室や女性部会主催の税に関する絵はがきコンクールなど、コロナ禍前と同様に実施しています。租税教室は6小学校で開催、絵はがきコンクールには187点の応募がありました。この他、毎年実施しています税制改正に関する提言書を昨年11月に、諫早市の大久保市長と南条市議会議長、大村市の園田市長と城市議会議長に提出しました。その際、中小企業の事業承継の課題やコロナ禍での資金繰りに活用したゼロゼロ融資返済の本格化、金利・仕入れ価格・賃金などのコスト上昇による厳しい経営状況等中小企業が抱える多くの課題について意見交換を行い、国や県に対し様々な場面で声を上げて頂くようお願いしたところです。

諫早大村法人会の活動をさらに充実させていくため、これまでと同様、役員一丸となって会員増強に取り組む所存でありますので、引き続き会員の皆様をはじめ、税務ご当局、関係機関の方々のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本年も皆様方にとりまして輝かしい年になりますよう祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新春講演会 諫早大村法人会主催・諫早間税会共催

『「ガラパゴスな日本」の未来と企業の対応』

講 師：(株)日本総合研究所 調査部 主席研究員 藻谷浩介 氏

日 時：令和6年2月22日(木) 16時00分～17時30分

場 所：長崎インターナショナルホテル（大村市水主町 1-973-1）

参加費：無 料

※詳細については、チラシでお知らせします。



新年のあいさつ

諫早税務署長 藤岡 茂雄



あけましておめでとうございます。

公益社団法人諫早大村法人会の皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、物価の上昇や急激な円安などの影響により、企業経営において非常に難しい年であったことと推察いたします。

一方で、西九州新幹線が開業1周年を迎えると、報道によると、その経済効果が1,700億円に上るなど、明るい話題もありました。

そのような中、法人会では「税のオピニオンリーダー」として決算法人説明会をはじめ、新設法人説明会、絵はがきコンクール、租税教室の実施にご尽力いただくとともに、「e-Tax」や「キャッシュレス納付」、「インボイス制度」等の税情報の周知・広報にご協力いただきました。

これらすべて、中村会長をはじめ、役員及び会員の皆様方のご協力の賜物であり、諫早税務署職員一同、深く感謝しております。

さて、令和5年10月からインボイス制度が導入されました。国税当局といたしましては、初めて消費税申告を行う方々をはじめ、制度に不慣れな事業者に寄り添って丁寧に説明を行うなど、制度の定着に向けて取り組んでまいります。

また、これから令和5年分の所得税・贈与税等の確定申告が始まりますが、国税庁では、マイナポータル連携を利用したスマホ申告を推進しています。スマホから簡単に確定申告を行うことができますので、従業員の皆様へご利用のお声かけをお願い申し上げます。

令和6年の干支は甲辰（きのえ・たつ）です。甲辰は昇り龍などに描かれるように、勢いよく活気あふれる年になると言われています。諫早大村法人会の皆様方にとって勢いよく活気あふれる年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納（予納ダイレクト）が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

法人会

消費税には申告・
納付期限^(※1)が
あります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は振替納税も
利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

*1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行いうる必要があります。
*2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
*3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
*4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶豫が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。



諫早大村法人会の活動状況（令和5年9月以降分）

月 日	内 容
9月12日	諫早税務署長との意見交換会 【会長、副会長、女性部会長、青年部会長】
9月13日	総務委員会
9月20日	決算法人説明会【参加者11名】
10月11日	厚生委員会
10月18日	法人会全国大会群馬大会【専務理事】
10月23日	諫早税務署管内税務連絡協議会総会【会長、専務理事】
10月23日	正副会長会
10月30日	理事会
10月30日	税に関する絵はがきコンクール優秀作品審査会 【会長、女性部会長、青年部会長、諫早税務署長ほか】
10月30日	諫早税務署長と女性部会との意見交換会
11月 6日	税制改正提言（諫早市長・議長）【会長、副会長】
11月 9～10日	法人会全国青年の集い山形大会【青年部会長、副部会長】
11月10～21日	絵はがきコンクール優秀作品表彰【女性部会長・副部会長】
11月20日	オンラインセミナー「年末調整実践セミナー」【参加者14名】
11月21日	税制改正提言（大村市長・議長）【会長、副会長】
11月28日	決算法人説明会【参加者16名】
11月28日	新設法人説明会【参加者12名】
12月 4日	経営セミナー「ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障」【参加者16名】
11/24～12/5 1/12～1/23 2/16～3/15	絵はがきコンクール作品展（ミライ on 図書館） 絵はがきコンクール作品展（諫早図書館） 絵はがきコンクール作品展（諫早税務署確定申告会場）
2月22日	新春講演会「ガラパゴスな日本の未来と企業の対応」



厚生委員会（5.10.11）



理事会（5.10.30）



税務署長との意見交換会（5.10.30）



絵はがきコンクール審査会（5.10.30）



決算法人説明会（5.11.28）



経営セミナー（5.12.4）

絵はがきコンクール優秀作品表彰



有喜小学校（5.11.10）



中央小学校（5.11.17）



鈴田小学校（5.11.21）

第39回法人会全国大会 群馬大会

令和5年10月18日（水）



法人会全国大会群馬大会が高崎市で開催され、全国の法人会から約1500名が参加されました。

第1部では、日本通信(株)代表取締役社長 福田尚久氏の記念講演（テーマ「好機到来」）、第2部の式典では、全国法人会総連合会長の挨拶、国税庁長官等の祝辞、表彰受彰会紹介に続き、令和6年度税制改正に関する提言の報告が行われました。その後、青年部会による租税教育活動の事例発表がありました。

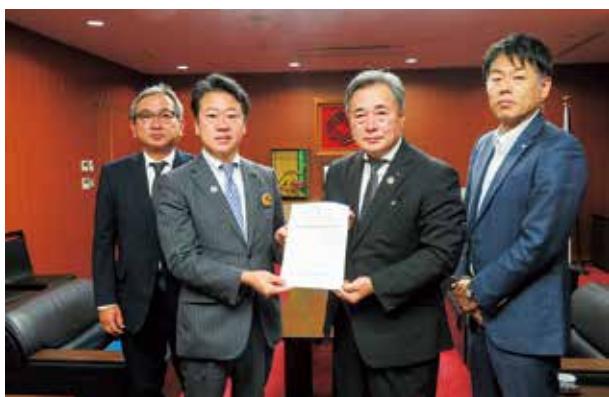
大会宣言では、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めました。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

※「税制改正に関する提言」は、全法連ホームページをご覧ください。

会長・副会長による税制改正提言活動



11月6日 大久保諫早市長



11月6日 南条諫早市議会議長



11月21日 園田大村市長



11月21日 城大村市議会議長

令和5年度 税に関する絵はがきコンクール優秀作品

「税に関する絵はがきコンクール」は、租税教育活動の一環として女性部会が主体となり全国の法人会で実施されています。

今年度は、青年部会主体の「租税教室」実施小学校など33小学校の6年生に応募用紙を配付したところ、187点の応募がありました。審査会を実施し、次のとおり優秀作品を選定しました。最優秀賞等の作品については、小学校へ出向き表彰を実施しました。



最優秀賞
嵩下 瑞莉花さん(鈴田小)



法人会長賞
田中 乃愛さん(有喜小)



諫早税務署長賞
田代 陽葵さん(中央小)



女性部会長賞
原 愛実さん(鈴田小)



青年部会長賞
渡辺 淳愛さん(有喜小)



優秀賞



古泉 理名さん
(高来西小)



岩本 咲希さん
(森山西小)



浦山 明梨さん
(大村小)



橋本 保乃香さん
(福重小)



永原 瑞翔さん
(松原小)



諫早大村法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ

諫早大村法人会

で **検索**



公開中コンテンツ一例

ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ**約700本**のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは、送付したチラシをご覧になるか、事務局にお尋ね下さい。

☎ 0957-22-8479

	セミナー名	講 師	分 数
育人 成材	元商社マンが語る 価格交渉の極意	生駒 正明	43分
一般 経営	会社のこれからを考える ～廃業と事業承継～	岡本 啓司	38分
	販売拡大に向けた 最新消費トレンドセミナー	渡部 数俊	35分
経理	基礎からわかる「インボイス制度の概要と 電子帳簿保存法のポイント」	川口 宏之	107分

第37回 法人会全国青年の集い 山形大会

第37回「法人会全国青年の集い」山形大会が、令和5年11月9日(木)、10日(金)に山形県山形市で開催されました。諫早大村法人会からは、青年部会長の私と副部会長の岩永さんの2名が参加致しました。

スローガンの『「為せば成る！」～感謝と恩返しの想いを胸に～』は困難な状況でも前進する心を教えた山形県を代表する歴史的偉人である上杉鷹山公が残した「なせば成る なさればならぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」という言葉から、どのような困難が待ち受けようともやり抜く気概を持って、それぞれの地域と企業の発展、未来の子ども達のために恩返しをするという願いが込められています。

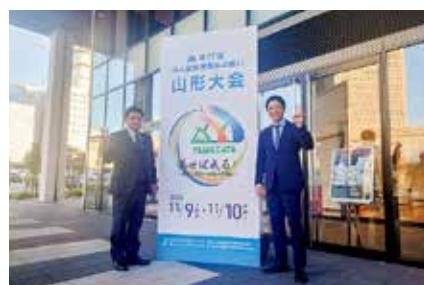
大会第1日目には、租税教育活動プレゼンテーションが開催され、全国11局連の代表がプレゼンテーションを行いました。地域の関係各所と密着しながら、租税教育活動の促進に尽力されているのが伝わってきました。我々、諫早大村法人会においても参考になる点が多く、小学生に対する租税教室の出前授業だけでなく、討議形式や講義形式など、様々な方法による租税教室活動の必要性を感じました。今回、佐世保法人会が最優秀賞を受賞されました。おめでとうございます。

大会2日目には、部会長サミットが開催され、「会員拡大」および「租税教室」というテーマで様々な地域の方々と意見を交わしました。会員数が同じ規模の単会でグループ分けされていましたので、会員拡大および租税教室の問題点は似たような課題が多く、改善策は参考になる意見が多く、我々青年部でも取り組んでいきたいと思います。

その後の記念講演では、ヤマガタデザイン株式会社 代表取締役 山中大介氏が「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」という演題でご自身の体験談を交えた講演は我々青年経済人にとって大変有意義な時間を過ごすことができました。特に地域の課題を地域の未来への希望に変えていくことができるという信念は素晴らしいと感銘を受けました。

今回、青年部会長として初めての「全国青年の集い」でしたが、日本各地の同世代の方々との意見交換などの交流は刺激を受けました。この刺激を青年部会員の皆さんにも伝え、未来の子ども達のために租税教室など青年部活動を活発にしていきながら、地域や企業の発展に貢献していきます。

【青年部会長 橋本雅彦】



令和5年度「税に関する高校生の作文」福岡国税局長賞

『地域に根ざした課税制度』

長崎県立西陵高等学校 1年4組 甲斐 万穂

今年の四月から長崎市は宿泊税の徵収をはじめた。都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪や交流を促進すること、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるためだという。出島やグラバー園、オランダ坂など、多くの観光名所を有する長崎市には、ぴったりとあつた施策である。この制度により、長崎市の観光業は、より活性化されるだろう。

これまで税とは、国が定めた内容に対象となる国民全員が納めるものだと認識していたため、長崎市が市として税を定められることに、少し驚きを感じた。しかし、この制度のように、各都道府県や市区町村が、それぞれの得意分野に合った独自の税を課していくべき、地方での、その分野の発展に貢献できるのではないだろうか。

これまで税については、「助け合いの制度」という認識が強かった。年金を、働く世代が負担し、老後にその恩恵を受けることができたり、医療機関にかかったときは、私たちは三割だけ支払えば済む、というものだ。その助け合いの中で私たちは生活し、暮らしの土台が出来上がっている。しかし、長崎県の宿泊税は、生活を安定させることが目的ではなく、その先の地域を活性化させることが目的で設けられている。人口が減少する長崎県は、より地域に魅力を感じてもらうために、新しい税を課し、それぞの長所をのばしてみてはどうだろうか。

例えば、私が住む諫早市は米が材料として使われる「おこし」という菓子が特産品である。そのため、お土産としておこしを購入した際には「米税」を課してみてはいかがだろうか。米どころとして諫早が注目されるようになり、米税によって徵収したお金で、諫早の米農業の発展につながるようになる。米や米製品が多く消費されるようになれば、それに関わる仕事も増え、人口流出を少しでも緩やかにできるかもしれない。

このように各地域がそれぞれの特色にあった税を定めることで、地域全体の活性化につなげることができる。税とは、助け合いの仕組みだけではなく、地域の発展・活性化の材料にもなることができるのだ。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手續が
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税
及び復興特別所得税の申告
をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注) 還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

QRコード

確定申告は 自宅で 出来ます！



さらに!
マイナンバーカード×マイナポータルで
医療費やふるさと納税、給与所得の源泉徴収票等
のデータが自動入力！

マイナポータル連携については、裏面をチェック



福岡国税局・税務署

マイナンバーカード×マイナポータルと連携

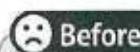
マイナポータル
連携の詳細は
こちら



確定申告書に自動入力

ご利用のメリット!

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



書面の控除証明書等を…



- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出



全部データで完結するから…



- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら!

収入関係

- NEW!
・給与所得の源泉徴収票*
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座

給与情報のマイナポータル連携に
係る特設ページはこちらから



控除関係

- ・医療費・ふるさと納税
- ・生命保険・地震保険
- ・社会保険 (国民年金保険料、国民年金基金掛金)
NEW! NEW!
- ・iDeCo・小規模企業共済掛金
- ・住宅ローン控除関係

*「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です(「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。)。

確定申告書の作成

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを利用して確定申告書を作成できます。

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



諫早税務署からのお知らせ

確定申告～自宅で簡単 e-Tax～



- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、
税務署へ出向かずに、スマホ・パソコンから確定申告書を e-Tax で送信（提出）できます。

STEP 1
国税庁HPへ
アクセス



STEP 2
申告書を作成



STEP 3
申告書を送信



画面の案内に従って金額などを入力するだけで、
申告書が作成できます。

さらに、スマホ申告なら…
スマホのカメラで
給与所得の源泉徴収票を
読み取り自動入力！



○ マイナンバーカードを使って送信（※）

作成した申告書データはスマホ・パソコンに保存でき、いつでも申告書控えが
出力可能です。

- （※）マイナンバーカードを使った確定申告に必要なもの
- ・ マイナンバーカード
 - ・ マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
 - ・ マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード2種類
 - ① 利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）
 - ② 署名用電子証明書パスワード（英数字6～16桁）
 - ・ マイナポータルアプリのダウンロード

相談はチャットボットや電話でもできます

- チャットボットでの相談



ご質問を入力いただけ
れば、AIを活用した
「税務職員ふたば」が
お答えします。

税務職員ふたば

国税の制度や
法令等の解釈・適用等

e-Tax の使い方
(操作方法等)

国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901 (全国一律通話料金)

平日 8:30～17:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)
※ 令和5年11月1日（水）からご利用できます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

平日 9:00～17:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)